

## 袋井市新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業補助金 よくあるご質問

### 【概要】

#### Q1. 制度の概要は？

A1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染症対策を講じたうえで事業を継続する中小企業者等の方に対して、感染対策のために行った工事・改修費や物品購入費に係る経費の一部を補助する制度です。

#### <補助制度概要>

(補助率1/2 1事業所あたり上限20万円)

#### Q2. 補助対象となる期間はいつからいつまでですか？

A2. 令和2年4月1日以降に着手し、12月28日までに事業を実施し、令和3年2月1日までに支払が完了したものが対象です。

#### Q3. 申請期間はいつまでですか？

A3. 2021年（令和3年）2月1日（郵送の場合、当日消印有効）までですが、補助金の予算額に至った時点で募集を打ち切らせていただきます。

#### Q4. 補助対象事業者は？

A4. 袋井市内に主たる事業所または店舗等を有している中小企業、小規模事業者または個人事業主が対象となります。（社会福祉法人、医療法人、一般・公益社団法人、特定非営利活動法人、宗教法人含む）

#### Q5. 中小企業の定義は？

A5. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する企業を言います。

業 種	中小企業者の要件（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

**Q 6. 市内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに20万を上限に受け取れますか？**

A 6. 1事業所あたり20万円ですので、店舗（市内店舗に限る）ごとに上限20万円となります。ただし、1事業者1回の申請となりますので、複数の店舗がある場合は、全店舗をまとめて申請してください。

#### **<補助対象経費について>**

**Q 1. どんな経費が対象となりますか？**

A 1. 次のような経費が対象となります。

- ・換気設備（換気扇、扇風機、サーキュレーター、空気清浄機等）の導入費
  - ・来客者や従業員の体温を測定するサーマルカメラ、サーモグラフィ、非接触型体温計等の導入費
  - ・非接触型の給排水設備の導入費
  - ・飛沫防止シート、パーテーション、つい立て、仕切りの設置費
  - ・センサー式自動蛇口設置費
  - ・社会的距離（ソーシャルディスタンス）を保つための床サイン施工費 など
- ※経費の妥当性やその他の経費につきましては、審査の上判断させていただきます。

**Q 2. 補助対象となる空気清浄機について、どのようなものが対象となりますか？**

A 2. 性能は、HEPA フィルターによるろ過式で、かつ風量が5 m<sup>3</sup>/min 程度以上のものとしします。

**Q 3. オゾンや次亜塩素酸などを空気中に噴霧して空気を清浄化する装置は、空気清浄機として対象となりますか？**

A 3. 原則として、今回の補助においては対象外です。

**Q 4. 換気機能付きのエアコンについては、対象となりますか？**

A 4. 主たる機能がエアコンである場合、対象外となります。

**Q 5. 換気扇については、どのような物が対象となりますか？**

A 5. 壁面等に設置し、部屋内の空気を排出する機能を有するものを指します。

**Q 6. 袋井市外の店舗における感染症対策設備等の導入については、補助対象となりますか？**

A 6. 袋井市内に有する事業所、店舗、事務所等に係る感染対策に要する経費について一部を補助する制度であるため、袋井市外の事業所等における導入経費につきましては、補助対象外となります。

Q 7. リースで契約した物品については、補助対象となりますか？

A 7. 補助対象経費は、工事・改修費、物品購入費となりますので、リース料は対象外となります。

Q 8. 屋外で飲食していただくためのテントは、補助対象となりますか？

A 8. テントなど他の用途に広く利用できる汎用性のあるものは対象外です。(その他、カラーコーン、バー、展示用パネルも対象外です。)

Q 9. 感染防止用の物品を購入し、組み立てなどの施行を自分たちで行いましたが、施行の工賃は対象になりますか？

A 9. 物品の購入は対象となりますが、自分たち（自社）で行った組み立て等の工賃は、補助の対象とはなりません。なお、組み立てや設置を業者に発注し、支払いを行った場合は、補助の対象となります。

Q 10. 飛沫防止のために、ロールスクリーンを天井に設置する場合は、補助対象になりますか？

A 10. 飛沫防止を目的として設置する場合は、対象となります。

Q 11. 換気扇の更新は、対象になりますか？

A 11. 既存の換気扇の更新の場合、既存の換気扇よりも換気能力（換気量）の向上が補助要件となります。換気機能の向上が証明できるものを提出してください。

Q 12. イオンやオゾンによる空間洗浄器や室内の空気を循環させて循環洗浄させるような機器は、補助対象となりますか？

A 12. 原則として、今回の補助においては対象外です。

## <申請について>

Q 1. 申請から交付までの流れは？

A 1. 申請書等必要書類一式を郵送いただいた後、申請内容及び対象経費について審査します。申請書類を審査した後、交付決定します。

交付決定から、振込までおおよそ1ヶ月くらいかかります。

Q 2. 申請すれば必ず交付されるか？

A 2. 申請後、審査を行った上で、交付を判断します。また、補助金の予算額に至った時点で募集を打ち切らせていただきます。

**Q 3. これから購入するものについては、見積書による申請は可能か？**

A 3. 未購入機器につきましては、見積書ではなく、商品の契約書または発注書、注文書などで事業の実施が確認できるものをご提出ください。また、事業完了後は速やかに令和3年2月1日までに)、支払ったことが分かる書類の写し一式をご提出ください。

**Q 4. 既に設備導入が完了している場合でも申請は可能か？**

A 4. 可能です。2020年（令和2年）4月1日以降の経費について対象となります。

**Q 5. 改修工事を12月1日に契約したが、工期が遅れて令和3年2月1日以降になる場合でも支給対象となるか？**

A 5. 申請期限である令和3年2月1日までにすべての申請書類をご提出いただく必要があることから対象外です。

**Q 6. 事務所の中に、お客様が利用するスペースと従業員が利用するスペースにそれぞれに改修工事を行いました。その場合、申請書の「施工・設置エリア」はどのように選択すればよいか。**

A 6. 申請内容内訳書に基づき、各施行・設置エリアについて記入いただき、合計金額の多い方を主たるエリアとして選択してください。

**Q 7. 既に改修工事が完了しており、施工前の写真をつけることができません。**

A 7. 実施済みの場合は、実施後のみの写真をご提出ください。

**Q 8. 支払いを確認できる書類を廃棄してしまったが、申請できますか。**

A 8. 対象経費に該当していても、領収書など支払いが確認できる書類がない場合は認められません。再発行などで対応してください。

**Q 9. 契約書は必要ですか。**

A 9. 契約書がなくても、領収書に品目や数量、単価、消費税が記載されていれば領収書のみでも構いません。なお、「〇〇の設置費として」や「〇〇工事一式」という記載のみでは認められないため、契約書等の内訳が分かる書類が必要です。

**Q10. 同じ代表者名で異なる法人がある場合、それぞれ申請は可能ですか。**

A10. それぞれが補助対象の条件を満たしていれば申請可能です。

**Q11. 店舗兼住宅の場合、申請は可能ですか。**

A11. 店舗部分について、対象となります。

**Q12. 申請はどのように行えばいいですか？**

A12. 必要書類を下記宛先まで簡易書留やレターパックなど郵便物が追跡できる方法でご郵送ください。申請期日は令和3年2月1日（月）の消印有効となります。必要書類等の詳細については、「袋井市新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業補助金募集要項」をご確認ください。

**【宛先】**

- ◆主に店舗などお客様が利用するスペースに実施する（した）場合  
〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1  
袋井市役所 産業政策課産業労政室 宛
  
- ◆主に事務所など従業員の方が利用するスペースに実施する（した）場合  
〒437-0061 袋井市久能2515番地の1  
袋井市役所 健康づくり課健康企画室 宛